

# 医療のかかり方の取組例

- ①民間団体による取組 …… P2
- ②企業による取組 …………… P4
- ③保険者による取組 …………… P7
- ④自治体による普及・啓発 … P11
- ⑤#8000、#7119の取組 …… P17
- ⑥医療機能情報提供制度 … P34

# ①民間団体による取組

# 地域医療を守るための民間の取組（医師の働き方に着目したもの）

第6回医師の働き方改革に関する検討会 資料3（平成30年1月15日）一部加筆

○ 地域医療を守るための民間の取組は多くあるが、そのうち、医師の働き方に着目した活動としては以下のようものが挙げられる。

	「県立柏原病院の小児科を守る会」の活動	「西脇小児医療を守る会」の活動	「一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会」の活動
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生 裕子代表</li> <li>2007年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富永 なおみ代表</li> <li>2008年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿真 京子代表</li> <li>2007年～（法人化は2012年）</li> </ul>
活動のきっかけ、経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県丹波市における、県立柏原（かいばら）病院の小児科において、2名の医師のうち1名が勤務負担のために退職するとの報道をきっかけに、子育て中の母親が活動開始。</li> <li>自分たちでできることをするという考えから、スローガンを作成。               <ol style="list-style-type: none"> <li>コンビニ受診を控えよう</li> <li>かかりつけ医を持とう</li> <li>お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう</li> </ol> </li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>活動開始後、この小児科の時間外受診者数が半減。</li> <li>子どもの体調異変時の受診の目安を示したフローチャートを作成する等様々な活動を展開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援活動の中で、市立西脇病院の小児科医が一人になり、入院診療ができなくなっていることを知った母親が、現状を一人でも多くの人に知ってもらい、医師の負担を少しでも減らそうと活動を開始。</li> <li>子育て中の保護者に、小児医療の現状や医師不足の原因、子どもの病気への対処法や予備知識を伝える「スタディママ勉強会」を開催。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>西脇市多可郡医師会が主導する地域医療再生の動きともつながり、地域を挙げた活動となっている。</li> <li>こうした活動により、深夜の軽症での病院受診が減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児の救急外来の混雑、多忙な医療従事者の様子を目の当たりにしたことをきっかけに、小児の休日・夜間外来の9割以上が入院の必要のない軽症であることを知る。</li> <li>保護者が子どもの病気について知り、医療のかかり方を学ぶ機会を作るため、様々な角度から活動。講座や研修の開催のほか、講座を開催するためのノウハウの提供も実施。</li> </ul> 

※ このほか、静岡県富士宮市、宮崎県延岡市等の市民団体や、「地域医療を育てる会」などのNPO法人等が同様の活動を行っている。

## ②企業による取組

## 従業員や家族等が医療にかかりやすい働き方を導入する民間企業の取組例①

### 株式会社 東邦銀行

<p>企業概要</p>	<p>[事業内容]銀行業                  [本社所在地]福島県福島市                  [従業員数]2167名(2018年3月時点)</p>
<p>休暇制度の概要</p>	<p>○積立特別休暇:最大積立可能日数:120日(6ヶ月の休暇取得が可能)                  ・取得可能となるケース(1995年に私傷病・ボランティアを対象に導入し2015年に取得事由を拡大、1日単位での取得も可能)                  ①私傷病 ②ボランティア ③育児介護 ④イクまご(孫の育児)                  ○介護休業制度(法定制度)                  法定の対象家族一人につき93日を超える1介護通算3年まで取得可能(分割取得回数上限なし)</p>
<p>その他の制度・サポート・工夫</p>	<p>・柔軟な短時間勤務制度                  勤務時間を「1日4時間・5時間・6時間、週4日」から選択可能(銀行が必要と認めた期間取得可能)                  ・フレックスタイム制                  コアタイムがなく、非常に柔軟な働き方が可能                  ・休暇制度の適切な周知                  制度の充実とともに、休暇制度を必要としている人が適切に制度を利用できるよう周知を図っている。</p>
<p>休暇制度を利用された社員の方の声</p>	<p>○女性社員(これまでに介護休業制度、傷病休暇を利用)                  ・介護休業制度                  →ご主人が病気になった際に1年取得。その後再発したため、さらに半年の休業を分割取得。退職も考えたが、十分な期間安心して休むことができたので、心にゆとりができた。                  ・積立特別休暇(傷病休暇で取得)                  →ご自身の手術で1ヶ月、入院で1ヶ月取得。突然のことだったため、仕事を辞めることも考えたが、休暇制度のおかげで仕事を続けることができた。</p>

## 従業員や家族等が医療にかかりやすい働き方を導入する民間企業の取組例②

	株式会社 ジェイエシーリクルートメント	セイコーエプソン株式会社
企業概要	<p>[事業内容]人材紹介事業</p> <p>[本社所在地]東京都千代田区神田</p> <p>[従業員数]870名(2018年3月時点)</p>	<p>[事業内容]製造業</p> <p>[本社所在地]長野県諏訪市</p> <p>[従業員数]連結72,420名、単体12,502名(2018年3月時点)</p>
休暇制度の概要	<p><b>○積立有給休暇制度</b> (社員が安心して働ける環境作りの促進を目的として2005年より導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大積立可能日数:40日(2ヶ月の休暇が可能)</li> <li>・取得可能となるケース:以下の①もしくは②により休職せざるを得ず、保有している年次有給休暇を使用しても更に休職日数が発生する場合</li> </ul> <p>①本人の傷病療養 ②家族の介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:勤続年数3年を超える全社員</li> </ul> <p><b>○子の看護休暇</b>(法定制度)→毎月10人弱の社員が利用。</p>	<p><b>○健やか休暇</b> (1990年に「医療休暇」として開始し、2007年に取得事由に育児を追加、2009年に半日でも取得可能になった)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大積立可能日数:60日(有給休暇と併せて5ヶ月の休暇取得が可能)</li> <li>・取得可能となるケース</li> </ul> <p>①私傷病 ← 半日取得が可能になり、通院の際にも利用しやすくなった。</p> <p>②育児</p> <p>③介護</p>
その他の制度・サポート・工夫	<p><b>・社員に対する教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→利用する社員に対しては、制度が何のためにあるのか、利用する際には効率よく仕事をする事等を定期的に教育。</li> <li>→管理職の社員に対しては、マネジメントのためのガイドラインを作成。</li> </ul> <p>〈ガイドライン抜粋〉「本人のコントロールが及ばない事由で、突発的な休み、遅刻、早退等が他社員より増えます。日頃から協力できる体制、雰囲気作りを本人およびメンバーに対して働きかける必要があります。」</p>	<p><b>・時短勤務</b></p> <p>勤務時間を「5時間45分・6時間・6時間30分・7時間・8時間」から選択可能。</p> <p>時短勤務をしている社員は特に効率よく仕事をこなしている。</p> <p><b>・私傷病休職</b></p> <p>年休(2ヶ月)+健やか休暇(3ヶ月)+欠勤(3ヶ月)を経てもなお休む必要がある場合に利用。勤続年数によって取得期間が異なる。</p>
休暇制度の利用した社員の声・利用状況	<p><b>○女性社員(4月に育休より復職してから3回「子の看護休暇制度」を利用)</b></p> <p>〈利用する際に工夫した点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務ができる環境を整えた。</li> <li>・チーム内で業務の共有をすることで、代理対応を可能に。</li> </ul>	<p><b>○メンタル系の病気で利用する社員が多い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→メンタル系の病気の場合、復職してもまた休んでしまうことも多いため、まとまった期間休暇を取ってもらうように促している。</li> <li>○健やか休暇の前身である医療休暇が1990年にできてから時が経ち、制度が自然と定着していった。</li> <li>○健やか休暇は疾病等に関する休暇であり、その必要性の高さを普及していったことで、制度に対する理解が深まっていった。</li> </ul>

## ③保険者による取組

# 医療のかかり方に関する保険者の取組例(協会けんぽ)

- 医療費適正化の観点から、ホームページや広報誌、社会保険料納入告知書に同封する書面等において、
- ①「かかりつけ医」をもち、「かかりつけ医」を受診すること、
- ②「ハシゴ受診」は大きな無駄につながることに、
- ③時間外受診は割増料金であり、やむを得ない場合を除き時間外受診を控えること、
- ④子どもが軽い症状で、受診の迷った際はまず「小児救急電話相談(#8000)」を利用すること、
- ⑤適正受診は健康保険財政の改善につながることに 等を訴求。

職場の皆様で回覧・掲示をお願いします。  
協会けんぽ東京支部からのお知らせ

～協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ～

## 医療機関のかかり方で上手に節約！ 医療費の負担を減らす6つのポイント

医療機関に支払う医療費は、ちょっとした心がけで節約することができます。節約といっても、具合が悪いのに受診せずには済まざるというわけではありません。上手に受診すると、医療費の無駄を減らすポイントをご紹介します。

- 1. かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちましょう！**  
かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちついでに医療費節約の第一歩です。生活習慣病など長期にわたって治療やお薬が必要な人や、普段は健康な人が風邪などの軽微で受診するときは、まずは近所の「かかりつけ医」を受診するようにしましょう。入院や詳しい検査が必要な時にも、適切な病院や専門医に紹介状を書いてもらえます。
- 2. ハシゴ受診はやめましょう！**  
治療中に、「新しくできた病院のほうがよさそうだから」などの安易な理由で、医療機関を次々に変える「ハシゴ受診」は、複数の医療機関を受診するために初診料がかかります。また、検査や治療、薬の処方などが重複すると、その分医療費が増えるだけでなく、検査によっては体にも負担がかかります。

**Point 「セカンドオピニオン」とハシゴ受診の違い！**  
セカンドオピニオンは、患者さんが納得できる治療を受けるために、主治医以外の医師に意見を求めることです。セカンドオピニオンを申し出る時、主治医は紹介状に加えて、検査結果や画像情報など、必要な情報を紹介状に添えてくれます。

- 3. 受診する時間に注意しましょう！**  
診察時間外や夜間、休日に医療機関を受診すると、割増料金ががかかります。  
また、夜間や休日には限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、診察時間内にあらためて受診する必要があります。  
急病や緊急時を除いては、**診察時間内に受診**しましょう。

診察時間外や夜間、休日	(例)3割負担で受診した場合の初診・再診料	
	初診	再診
診察時間内	850円	220円
診察時間外	1,100円	410円
休日受診	1,600円	790円
深夜受診	2,290円	1,480円

- 4. 夜間や休日などに子どもの病気で迷ったら救急相談へ！**
  - **小児救急でんわ相談 ☎「#8000」**  
全国同一の電話番号「#8000」をプッシュすると、小児科医や看護士などの専門家に電話で相談できます。受付時間は都道府県によって異なります。詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。
  - **こどもの救急** <http://www.kodomo-qg.jp/>  
社団法人日本小児科学会が管理運営するホームページです。対象年齢は生後1か月～6歳で、夜間や休日に医療機関を受診すべきかどうかの判断の目安を確認できます。

全国健康保険協会 東京支部  
〒164-8540 東京都中央区中野4-10-2中野セントラルパークサウス7階  
電話 03-6859-9111(代表)  
<http://www.kyokaikenpo.or.jp/shibu/tokyo>

●協会けんぽ加入者以外の方は、ご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください。 平成28年7月版

医療機関でのご覧をお願いいたします

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部 発行  
平成29年12月号 第67号  
保険料率等の最新情報掲載！  
メールマガジンの登録は、こちらからホームページから(無料)

## けんぽだより

### お願い 保険証の早期回収にご協力ください

加入者ご本人の退職後や、ご家族が就労等により被扶養者でなくなった後に、誤って保険証を使用するケースが発生しています。平成28年度の三重支部では、誤って保険証を使用したことによる協会けんぽの負担額は約2億円にのぼります。これは協会けんぽ財政の圧迫となり、保険料率の上昇につながります。

退職後・扶養解除後は必ず保険証を回収のうえ、5日以内に日本年金機構へ「資格喪失届」または「被扶養者異動届」を提出していただきますようお願いいたします。

被保険者(加入者ご本人)が保険証を使用できるのは「退職日まで」、  
被扶養者(加入者ご家族)が保険証を使用できるのは「被扶養者でなくなった日の前日まで」です！

保険証の回収に関するお問い合わせ先：レセプトグループ ☎059-225-3316

### お願い 保険証は正しく使い、適正な受診をお願いします

**かかりつけ医を持ち、「はしご受診」はやめましょう**  
同じ病気でも医療機関を変え、多くの医療機関を走り回り「はしご受診」は、医療機関を変えるたびに検査や処置・投薬などをやり直すため、余計な医療費がかかってしまいます。  
自分の判断だけで医療機関を次々と変える「はしご受診」はやめましょう。

**業務上・通勤途上のけが等については健康保険は使えません**  
勤務先の仕事で発生した病気やけが、通勤途上のけがは労災保険の適用となります。  
労災保険に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査し判断します。  
まずは、勤務地を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

**交通事故など第三者が原因で負傷したときは、協会けんぽへのお届出が必要です**  
相手の行為による負傷(交通事故・けんかなど)で、健康保険を使って受診される場合は、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽまですみやかにご提出ください。

### お知らせ 年末年始の業務のご案内

協会けんぽの年末年始の業務時間は以下のとおりとなります。年内の業務は12月28日までとなりますので、お急ぎのご用件などございましたら、お早めにお手続いただきますようお願いいたします。

- ◆年内の営業：平成29年12月28日(木) 17時15分まで
- ◆年始の営業：平成30年1月4日(木) 8時30分から

※年末年始は窓口が閉鎖することが予想されます。郵送による申請にご協力をお願いします。

## 医療機関のかかり方で上手に節約！

平成26年04月01日

少しでも安く買い物をして食費を節約、こまめに電気を消して電気代を節約等、日頃から節約を心がけている人は多いことでしょう。では、「医療費」に関してはいかがでしょうか。「健康にかかわることだから…」と医療費を気にせずに受診する人も少なくないのではないのでしょうか？

ところが、医療機関に支払う医療費も、ちょっとした心がけで節約することができるのです。節約といっても、具合が悪いのに受診せずに我慢するということはありません。ここでは医療費節約のポイント、すなわち上手に受診して医療費の無駄を減らすコツをご紹介します！

### 医療費を減らす5つのポイント

- 1. 「かかりつけ医」をもちよう！**  
できるだけ家の近所に「かかりつけ医」をもち、かぜなど日常よくある病気のときは、まずは「かかりつけ医」を受診しましょう。
- 2. ハシゴ受診は体とお金の負担が大きい**  
病気やけがの治療中に、自分の判断だけで受診先を変える「ハシゴ受診」は、身体的にも経済的にも大きな無駄につながるのやめましょう。
- 3. 時間外受診は割増料金になる**  
休日や夜間に救急対応してくれる医療機関は医療費が「割増料金」になることをご存じですか？ やむを得ない場合を除き時間外受診は控えましょう。
- 4. 意外に高い子どもの医療費**  
医療費の単価は大人も子どもも基本的に同額ですが、乳幼児の場合は加算がつくものがあります。
- 5. 子どもを病院に連れて行くか迷ったら救急相談へ**  
軽い症状で受診が必要かどうか迷ったときは、まずは「小児救急電話相談」を利用しましょう。

医療費の節約は、健康保険財政の改善につながります。医療費についての理解を深め、ご協力をお願いいたします。

# 医療のかかり方に関する保険者の取組例(栗田健康保険組合)

- ホームページにおいて、適正受診は、医療費の無駄を抑え、医療費の自己負担を節約するとどまらず、健康保険料上昇の抑制につながることを伝え、以下の点を訴求。
  - ①「かかりつけ医」をもち、日常よくある病気のときは、まず「かかりつけ医」を受診すること
  - ②同じ病気で複数の医療機関を受診するのはお金だけでなく、体にも負担がかかること
    - ・初診料の重複、・検査の重複による体の負担、・薬の重複
  - ③時間外受診は必要時以外控えること
    - ・時間外は割増料金がかかる、・休日、夜間は救急を要する患者のため
  - ④子どもの医療費自己負担0円は、医療費がかからないわけではない



●●●医療機関のかかり方で上手に節約！●●●

## 1. 家の近所に「かかりつけ医」を持ちましょう

かぜや日常よくある病気・怪我のときは近くにあるかかりつけ医を受診しましょう。

- 大病院より、待ち時間がかかりません
- 必要に応じて専門医や大病院に紹介状を書いてもらえます

(紹介状なしに大病院にいくと初診料5000円以上の自己負担がかかります)

## 2. 重複受診(はしご受診)は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診するのはお金だけではなく、体にも負担がかかります

- 毎回「初診料」がかかります ●検査が重複してしまい体に悪影響を与える心配があります
- 同じ薬が処方されることがあります



★診断や処置に不安があるときは・・・

病気がかっている医療機関を複数に相談しましょう。

他の医療機関の受付たい場合は、セカンドオピニオンという方法もありますので、かかっている医療機関に申し出てみてください。

## 3. 時間外受診は必要時以外控えましょう

- 診療時間外、休日、深夜に受診すると割増し料金がかかります。
- 休日、夜間に診療を行っている医療機関があるのは「緊急」を要する患者の治療のためです。

### 《要注意！！》

### 子どもの医療費自己負担0円は、医療費がかからないわけではありません

子供の医療費は「子ども医療費助成制度」があり、受付電を提示することにより、「無料」や「一部負担」で医療・薬の処方が受けられます。多くの自治体にこの制度があります。誤解されがちですが、医療費はただではありません。保険給付が7割、または8割を負担しています。

無料だからと安易に病院にかかったり、保潔クリームなども過剰にもらうのはやめましょう。



★心配ごとからとるえず病院にかかっていると判断する前に・・・《小児救急電話相談》#8000

必ずしも電話で相談する方法もあります。小児科の医療や看護の経験に応じた適切な対応方法についてアドバイスが受けられます

# 医療のかかり方に関する保険者の取組例(MBK連合健康保険組合)

- 被保険者向けに、「健康保険と医療のガイド」を発行しており、その中で適正受診のすすめを訴求
- 適正受診が必要な理由を「医療費が増え続ければ、自己負担割合や保険料の引き上げというかたちではね返ってくることもなる」と説明

## CONTENTS

### 健康保険

健康保険とは? [健康保険組合]	03
健康保険に加入する人は? [被保険者/被扶養者]	04
保険証が交付されます [保険証]	05
保険料を納めます [標準報酬月額/保険料率]	06
いろいろな保険給付 [保険給付]	08
病気やけがをしたとき [療養の給付/入院時食事療養費]	10
医療費が高額になったとき [高額療養費/合算高額療養費]	12
差額を自己負担する医療を受けたとき [保険外併用療養費]	13
在宅医療を受けるとき [訪問看護療養費/家族訪問看護療養費]	13
立て替え払いをしたとき [療養費/家族療養費]	14
他人にけがをさせられたとき [第三者行為による傷病]	16
出産したとき [出産育児一時金/家族出産育児一時金/出産手当金]	17
病気やけがで働けなとき [傷病手当金]	18
死亡したとき [埋葬料/家族埋葬料/埋葬費]	18
退職後の医療保険 [任意継続被保険者]	19

### 医療費節約

適正受診のすすめ [適正受診]	20
ジェネリック医薬品を上手に利用 [ジェネリック医薬品]	21
医療費で税金が戻ってくる [医療費控除]	22

### 生活習慣改善

健康寿命をのばそう [健康寿命]	23
特定健診・特定保健指導 [特定健康診査/特定保健指導]	24

### 介護保険

介護保険のしくみ [第1号被保険者/第2号被保険者]	26
申請の仕方と介護サービスの種類 [申請方法/介護サービス]	28

### 保健事業

当健康保険組合の保健事業	30
--------------	----

## 健康保険と医療のガイド 平成29年度版

MBK連合健康保険組合

## 医療費節約

適正受診

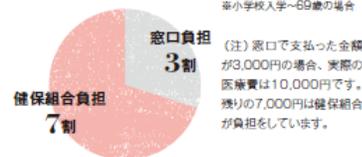
## 適正受診のすすめ

窓口で支払う金額は、医療費のほんの一部です。賢い医療消費者になることで、大切な保険料を有効に使いましょう。

## なぜ適正受診が必要なのでしょう?

私たちが医療機関の窓口で支払うのは医療費の一部です。残りの医療費は健康保険でまかいますが、健康保険の主な財源は、事業主と私たちが納める保険料です。医療費が増え続ければ、自己負担割合や保険料の引き上げというかたちではね返ってくることもなります。適正受診を心がけ、医療費のむだを減らしましょう。

### 医療費の約7割は健保組合が負担



## 医療機関にかかるときに注意したいこと

### 時間外・深夜・休日受診は割高

診療時間外の受診には一定額の加算があります。やむをえないときを除き、控えましょう。診療時に聞き忘れたことを電話で問い合わせることも、再診扱いとなり有料です。

### かかりつけ医をもつ

病気やけがのときは、まずかかりつけ医に相談を。紹介状がないまま大病院を受診すると、初診時に特別料金が上乗せされます。

### はしご受診はしない

ひとつの病気で安易に医療機関を変えると、診察や検査、投薬が重複し、医療費が増えるだけでなく、患者にとってもマイナスです。これはセカンドオピニオンとは異なる受診行為です。

### 業務上や通勤途上のけがは労災保険

業務上の病気やけが、通勤途上のけがは労災保険が適用となります。その場合、治療費の全額が保険適用となり、本人の自己負担はありません。

### 休日・深夜・時間外につく加算\* (初診)

	病院・診療所	保険薬局
休日加算 日曜・祝日・年末年始	2,500円	調剤技術料が2.4倍
深夜加算 22時～6時	4,800円	調剤技術料が3倍
時間外加算 休日・深夜を除く、診療・薬局時間外	850円	調剤技術料が2倍

### 時間内の加算にも注意

平日の夜間なども開業している診療所では、時間内でも18時(土曜日は12時)以降は、「夜間・早朝等加算」として500円\*が加算されます。同様に、保険薬局では開局時間内であっても、19時(土曜日は13時)～8時の調剤には、「夜間・休日等加算」として400円\*が加算されます。

\*小学校入学～69歳では、左表および上記金額の3割を窓口負担。

※本誌は平成29年2月25日現在の情報を掲載しています。

## ④自治体による普及・啓発

- 厚生労働省において、国として、複数主治医制などのチーム対応や、診療日・時間内の診療を進めていることを明らかにした患者・家族向けのリーフレットを作成し、厚生労働省のウェブサイトに掲載してはどうか。
- こうすることで、各医療機関において、そのリーフレットをダウンロードし、患者・家族に「医師の働き方改革」を踏まえた対応を行っている旨を説明しやすい環境を整備していくこととしてはどうか。
- さらには、本リーフレットを、国民全体への普及・啓発にも活用できるようにしてはどうか。
- このリーフレットの作成に向けては、医療関係者、患者団体等様々な関係者が会する場において、患者・家族へのわかりやすさ、医療機関における使いやすさなどの観点や、受診抑制につながるような配慮の必要性を踏まえて検討を進めることとし、秋ごろに取りまとめ、すぐに医療機関で利用してもらえるようにしてはどうか。

# 地域医療を守るための宣言

## ルールやマナーを守りましょう

身近な地域で、必要な医療を受けるためには、「地域医療は地域の住民を守る」という国民一人ひとりの意識が大切です。一部の患者やその家族の迷惑行為で医療関係者が心身ともに疲弊し医療の提供に支障が生じるケースも見受けられます。みんなが医療機関でのルールやマナーを守り、患者と医療関係者との信頼関係がより強まることが望まれます。



### 体や病気の情報は正確に伝えよう

外や病状に関する情報を医師に正確に伝えましょう。その際の誤りや不正確な情報は、適切な治療を受けることが難しく、かかからないことになり得ます。患者自らも治療に専念しましょう。

### 診療時間内に受診しよう

休日・夜間には、見当分の数が少ない方は、地域の夜間急病診療所や休日急病診療所へ受診してください。不測の緊急事態で救急医療機関への受診は避けましょう。(受診が難しいと認め、心臓の疾患などが認められる場合は、救急車を呼んで救急医療機関で受診してください)

### 迷惑行為は慎もう

医師、看護師ら医療関係者への罵詈雑言や、威嚇、暴言など迷惑行為は絶対にしないでください。(医療機関は、患者への医療・相談業務や介護を営むことができます。診療を断ることも中絶外通告を求めたことでもありません)

### 治療費を支払おう

医師は、国民がみんなで支える健康保険と世帯自身が支払う治療費でまかなわれています。治療の受けたい場合には、治療費を支払ってください。

香川県 地域医療を守るための宣言「より

### 地域医療を守り育てる基本条例を制定しました!

将来にわたり、住み慣れたまちで、子どもから高齢者まで誰もが安心して医療を受け続けられる環境を守ることは、わたしたちの願いです。地域医療を守るためには、医療機関やだけでなく、市民の皆さんも含めた市全体で、地域医療が抱える課題を正しく認識し、限りある医療資源を大切に活用していくことが重要になります。そこで、将来にわたり、安心で良質な医療体制を確保していくため、市市民、医療機関の果たすべき役割を定めた「**いわき市地域医療を守り育てる基本条例**」を平成29年6月に制定しました。

#### 市民の役割

- かかりつけ医をもつ
- 自転と感謝の気持ちをもつ
- 救急車の適正利用
- コンビニ受診を控える
- 健康管理に努める

#### 医療機関の役割

- 医療機関の機能分担および業務連携を図る
- 患者の抱し手の確保・育成に努める
- 患者との信頼関係の構築に努める

#### 市の役割

- 地域医療を守り育てるための施策の策定と実施
- 救急医療の維持強化
- 患者の抱し手の確保
- 市民啓発
- 医療・保健および福祉の連携推進

### 地域医療を守るために、わたしたちが「ちょっとした心がけ」のできること!

## 地域医療を守り育てるための「か・き・く・け・こ」活動

### か

かかりつけ医を持ちます!!  
感謝の気持ちを伝えます!!

### き

救急車は適正に利用します!!

### く

薬は正しく飲みます!!

### け

検診を受けます!!健康づくりをします!!

### こ

コンビニ受診はしません!!

※コンビニ受診とは、「待ち時間が短い」「待ち時間が短い」「待ち時間が短い」等の理由で診療時間外の受診が可能な医療機関や薬局などを利用することを指します。安眠薬や処方薬の残薬などを利用すること。

### 「いわき医療新時代」～多主体連携(医療機関・行政など)による「防ぎ・治し・支える医療」の実現～

#### 基盤づくり

- 病院・診療所の充実
  - 休日夜間急病診療所の移転・開所(平成29年6月開院)
  - 市立総合健域共立病院の新築移転(平成30年12月開院予定)
  - 独立行政法人国立病院機構いわき病院の新築移転(平成31年2月開院予定)
- 救急医療の充実
  - 救急医療センターの整備
  - 救急医療センターの整備
  - 救急医療センターの整備

#### 人づくり

- 人材育成・研修の充実
  - いわき市医師会附属いわき看護専門学校(平成28年6月新築移転)
  - いわき看護大学看護学部(平成29年4月開校)・看護医療科学部(平成31年4月開校予定)
- 医師等の育成・確保への強化
  - 福島県立医科大学・北里大学医学部に寄附講座を開設し、市立総合健域共立病院に医師を招きこむ
  - 市と民間病院等が連携・共同し若手医師を育成し、医師の抱し手を確保する「共創型」地域医療連携推進事業の実施
  - 市立総合健域共立病院における東北大学大学院医学系研究科との連携講座の拡充
  - 市内病院が実施する医師研修員派遣事業への補助
  - 医師生を対象とした「地域医療センター」の整備
  - 医師・医学生に市内医療機関等の情報を提供する「いわき医療ふるさと便」の発注

#### 意識づくり

- 多主体連携による医療に関する意識の共有化
  - いわき市地域医療を守り育てる基本条例の制定
  - いわき市地域医療協議会等による課題解決に向けた協議
  - 地域医療関係者の関係
  - いわき市医師会による市民公開講座や在宅医療出前講座の開催
  - いわき市病勢協議会による市民フォーラムや介護フェアの開催
  - その他、各医療機関や団体における研修会や講演会など

福島県いわき市 「いわき市地域医療を守り育てる基本条例」パンフレット「より

香川県

12

## ○ 地域医療を守るための市町村の取組例(条例の制定)

	宮崎県延岡市	兵庫県西脇市
条例名	延岡市の地域医療を守る条例	西脇市の地域医療を守る条例
制定年月日	平成21年9月29日	平成23年12月13日
制定の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性的な医師不足、救急医療を担う医師の過酷な勤務環境等を背景に、市民団体が立ち上がり、市と協働で啓発活動を実施した結果、県立延岡病院で夜間・休日に救急受診する患者が40%近く減少。</li> <li>こうした機運を高め、市民一人ひとりが健康保持に対する意識を持つことが、結果的に地域医療を守ることに繋がると認識をしてもらうために条例を制定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民病院に勤務する小児科医が1人となり、入院医療の提供が困難な状況に陥った際に、地元の子育て世代が中心となって「西脇病院小児科を守る会」(現「西脇小児医療を守る会」)を立ち上げ。</li> <li>医師会、商業連合会、市民が一丸となって地域医療を守る運動が広がり、新たに小児科医が赴任するまでに至った。</li> <li>これらを背景に、さらに政策の充実を図るべく、条例を制定。</li> </ul>
条例の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における医療提供体制を将来にわたって確保することを目的とし、市・市民・医療機関の三者にそれぞれ責務や役割を課す。</li> <li>市には地域医療確保に資する施策の実行を、市民には医療機関を適切に受診すること等を、医療機関には各機関ごとの連携等を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、市民、医療機関に責務を課しており、特に市民に対して具体的に安易な夜間診察を控える等、適正な受診をすることを求めている。</li> </ul>
条例制定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への啓発活動の成果として、県立延岡病院の夜間休日患者数が平成19年度のピーク時から平成24年度には半減した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民及び医師会等において、地域医療を守る気運を醸成。</li> </ul>

## ○ 地域医療を守るための市町村の取組例(条例の制定)

福島県いわき市	
条例名	いわき市地域医療を守り育てる基本条例
制定年月日	平成29年6月30日
制定の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師不足や医師の高齢化が深刻となる中、東日本大震災後、救急搬送件数が年間約1,000件以上も増加。市民全体が、地域医療が抱える課題を正しく認識し、限りある医療資源を大切に活用していくための取組を進めることにより、将来にわたり安心して医療を受け続けられるようにするために制定</li> </ul>
条例の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市・市民・医療機関に相互の連携と協力の下、地域医療を守ることにとどまらず、地域医療を育てていくことを基本理念として掲げる。</li> <li>・ その上で、市・市民・医療機関のそれぞれが果たすべき役割を明記。</li> </ul>
条例制定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の役割を具体化した取り組みとして「か・き・く・け・こ」活動と呼びかけている。</li> </ul> <p>※「かきくけこ」活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「か」 かかりつけ医を持ちます！ 感謝の気持ちを伝えます！</li> <li>「き」 救急車は適正に利用します！</li> <li>「く」 薬は正しく飲みます！</li> <li>「け」 検診を受けます！ 健康づくりをします！</li> <li>「こ」 コンビニ受診はしません！</li> </ul>

※ これらの他に奈良県(H21)、広島県尾道市(H22)、広島県府中市(H22)、宮崎県美郷町(H23)、島根県浜田市(H24)、宮崎県(H25)、栃木県小山市(H26)、石川県加賀市(H27)、山口県周南市(H27)、新潟県阿賀野市(H27)、山形県真室川町(H28)、北海道根室市(H28)などが同旨の条例を制定している。

## ○ 地域医療を守るための都道府県の取組例

### 埼玉県医療を考えるとことん会議

設置年月日	平成26年度
設置の背景	急増する人口に対する医療施設・人材が共に不足しており、救急医療をはじめ県民が求める医療サービスを十分に提供できていないという状況や、急激に進む高齢化への対応、産科・小児科・小児救急などの医療体制を強化して安心して子育てできる体制を構築する必要性等から、県民主体で医療について徹底的に議論する会議を設置。
会議の概要	<p>学識経験者、市民団体代表、経済団体代表、保険者、大学生、ジャーナリストなど、幅広い人材が委員として参画している。</p> <p>平成26年11月に以下の内容を柱とした提言をとりまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療を崩壊から「救う」ために</li> <li>・ 住み慣れた「地域(我が家)」で最期まで暮らすために</li> <li>・ 医療保険制度を「子や孫に引き継ぐ」ために</li> <li>・ 医療の供給不足・地域格差を「解消」するために</li> <li>・ 地域力を結集して埼玉の医療を「支える」ために</li> </ul>
会議設置の効果	<p>提言の内容が埼玉県の医療政策や県医師会の取り組みに活かされている。</p> <p>県の政策に反映された例としては以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人の救急電話相談#7000と小児救急電話相談#8000を24時間化。あわせて全国共通ダイヤル#7119を導入</li> <li>・ 平成26年度から、重症患者の救急搬送受入照会が3回目となった場合に原則として断らずに受け入れる医療機関の指定を開始し、平成28年度から県全域をカバー</li> </ul>

## ○ 地域医療を守るための都道府県の取組例

香川県「地域医療を守るための宣言」	
取組開始時期	平成20年度
背景	<p>モンスターペイシエントやコンビニ受診による医療従事者の疲弊やそれに伴う医療現場の混乱が全国的に問題になる中で、身近な地域で必要な医療を受けるために、「地域医療は地域の住民が守る」という県民一人ひとりの意識の醸成と、それに基づく行動変容が当時から求められていた。(現在でも引き続き求められている。)</p>
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域医療を守るための宣言」を策定し、ポスターを医療機関、関係団体等に配布【平成21年3月、平成27年3月】</li> <li>・ 「香川の医療を守るために御協力ください」(チラシ)を作成し、医療機関や、小学校、幼稚園、保育園等へ配布【平成20年11月】</li> <li>・ 小児向けに加え、一般向け「夜間救急電話相談事業」を全国に先駆けて開始【平成23年4月】するとともに、これらに関する各種啓発グッズ(シール【平成22年4月】、冷蔵庫等に張り付けられるマグネット【平成27年12月】、財布やスマホカバーに挿入可能なカード【平成30年4月】)を作成し、母子手帳交付時や乳幼児健診時に併せての配布や小学生への配布等を実施</li> <li>・ 救急電話相談、地域医療を守る啓発等を掲載した折り込みチラシを、県広報誌(全戸配布)に挟み配布【平成24年以降、毎年】</li> <li>・ 各種広報媒体による啓発(県広報誌、各市町広報誌、老人クラブ会報(老人家庭全戸配布)、新聞、ラジオ等)【随時】</li> </ul>
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の多くの医療機関でポスターが掲示され、患者の目に触れる機会が増加 (医療機関から配布部数増の要望も多数有り)</li> <li>・ 夜間救急電話相談事業の実施により、電話相談件数のうち、医療機関への受診を一旦回避した件数の割合は7割超             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 県行政として受診のルールやマナーをポスターにて示したことで、医療現場では毅然とした対応が容易になったとの声有り</li> <li>→ 上記の各種取組を通じたコンビニ受診の抑制に効果有り</li> </ul> </li> </ul>

## **⑤#8000、#7119の取組**

# 子ども医療電話相談事業（#8000）

## 事業概要

平成16年に13都道府県から開始 → 平成22年には47都道府県へ

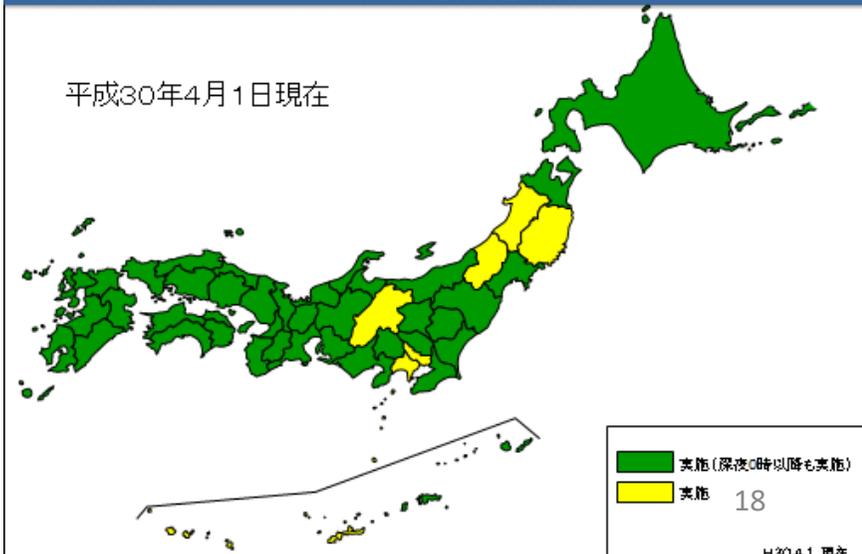
- 地域の小児科医師等による小児患者の保護者等向けの電話相談
- 地域の小児医療体制の補強と医療機関の機能分化の推進
- 全国どこでも患者の症状に応じた適切なアドバイスが受けられる
  - ・ 小児患者の症状に応じた迅速な対応
  - ・ 緊急性の有無を伝えることによる保護者の不安解消
- 地域医療介護総合確保基金により支援（平成26年度～）

## 実施状況

- 47 都道府県で実施（平成30年4月1日現在）
- 実施日は地域の実状に応じた対応
- 実施時間帯は概ね準夜帯（19:00～23:00）をカバー
- 携帯電話からも短縮番号「#8000」への接続が可能

## #8000の実施状況

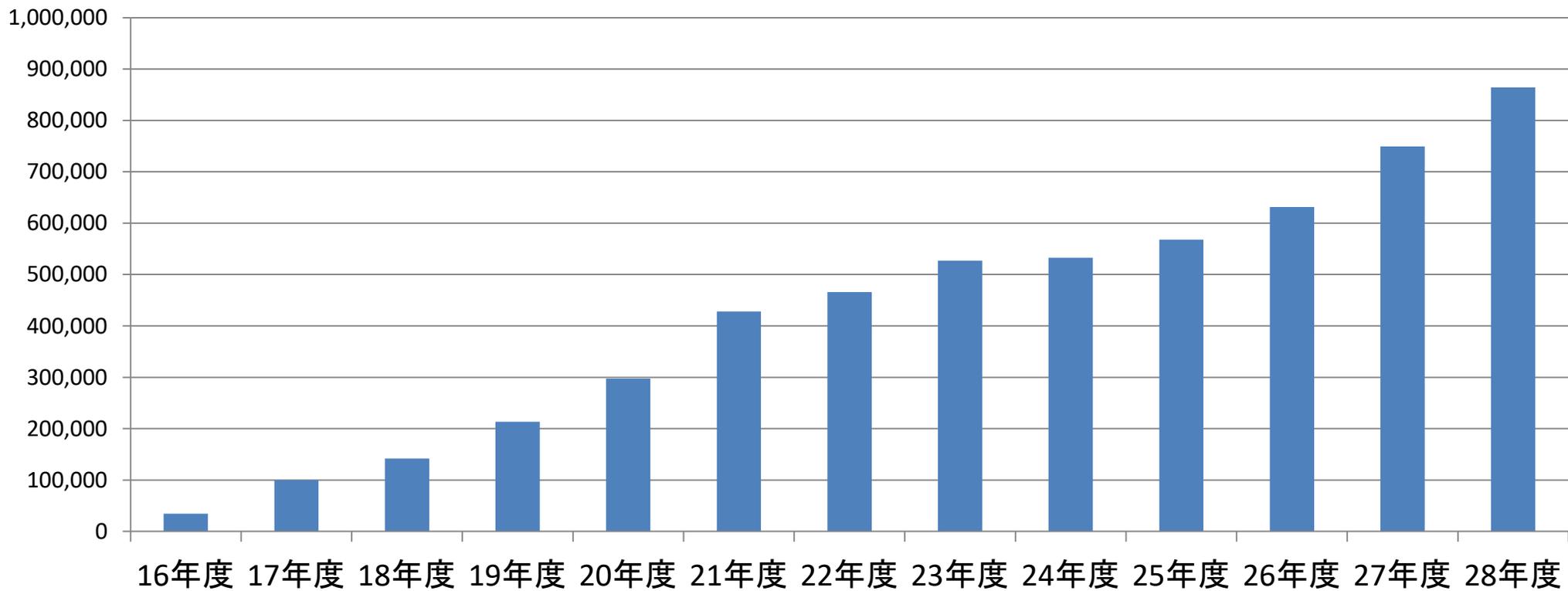
平成30年4月1日現在



# #8000 全国相談件数(平成16年度～平成28年度)

件

## 相談総件数



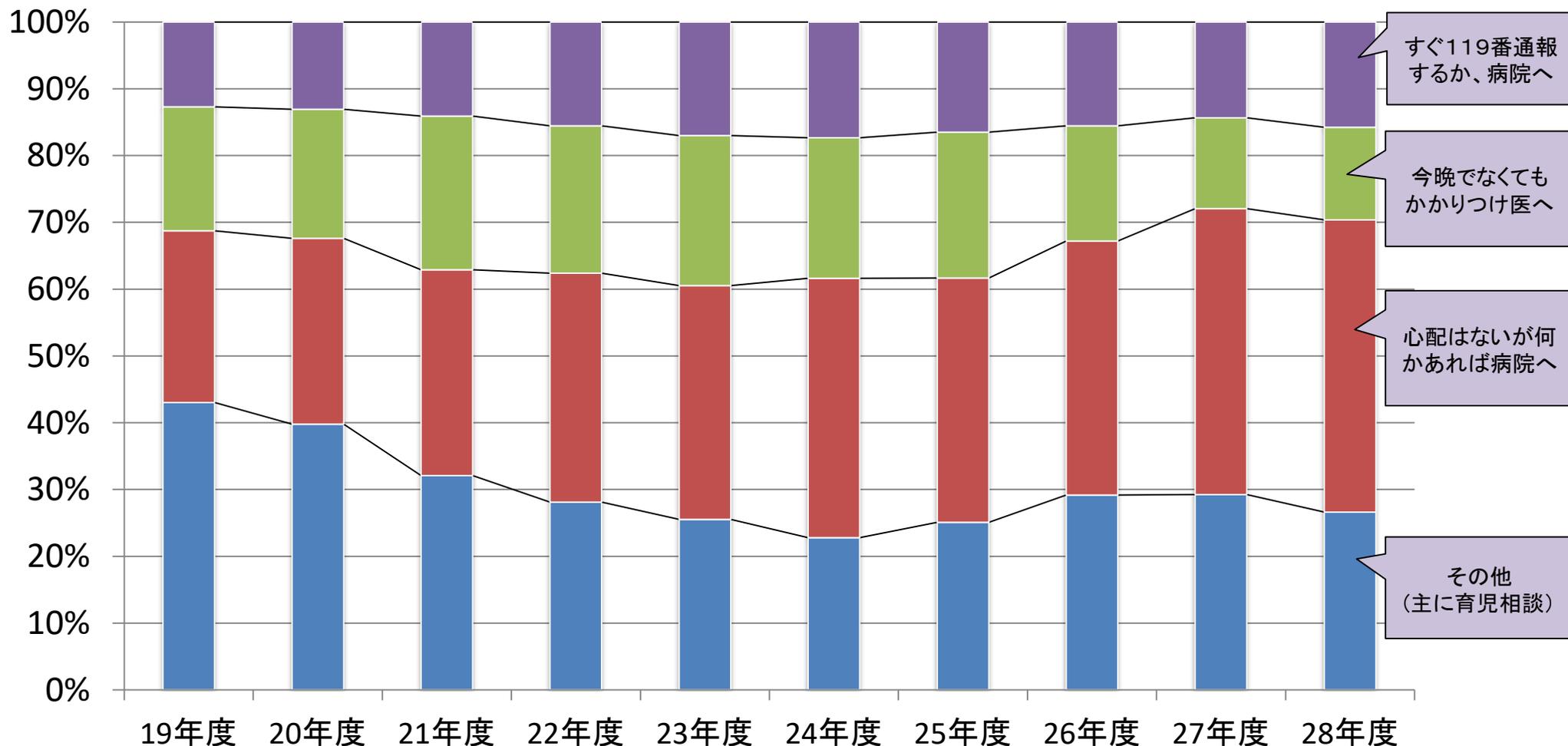
実施  
都道府県数

13 26 33 43 44 46 47 47 47 47 47 47 47

年間相談  
件数

34,162 99,968 141,575 213,412 297,518 428,368 465,976 526,810 532,459 568,206 630,659 753,096 864,608

# 対応結果別割合（平成19年度～平成28年度比較）



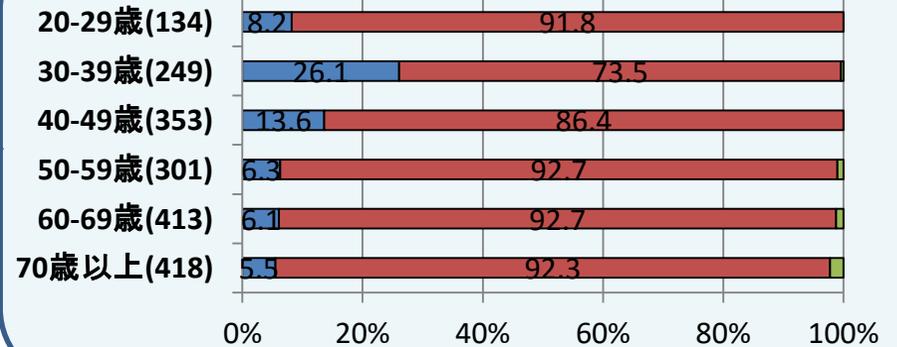
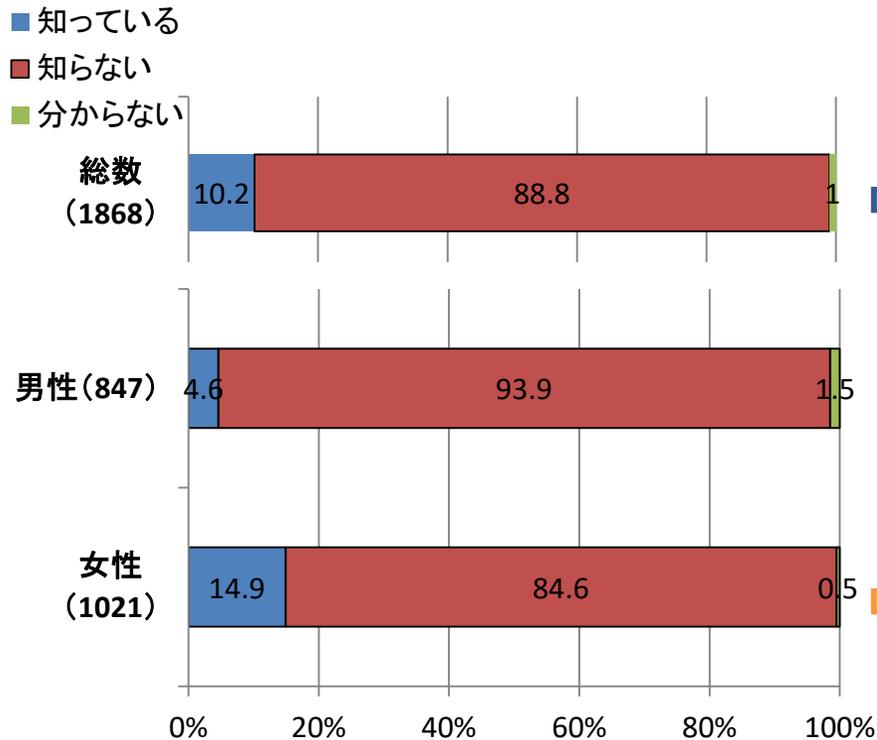
（注）電話相談を受けた小児科医、看護師等による回答ぶりについて集計したものであって、実際の受療行動ではない。

出典：厚生労働省医政局地域医療計画課調べ

# #8000の認知度(調査)

## 平成26年7月に施行した「母子保健に関する世論調査」

内閣府大臣官房政府広報室



# #8000情報収集分析事業

平成30年度予算額:31,693千円

## 《背景》

- 全国の都道府県で実施されており、保護者の不安軽減に役立っている。
- 相談件数は増加傾向で、平成28年は年間約86万件。  
(平成26年:63万件、平成27年:75万件)
- 現状では相談事例情報の全国的な集計がなされていない。

## 提供する情報

- ・ 病状の緊急性と対応
- ・ 保健相談
- ・ 有用な情報源の紹介など(必要に応じて)

## 《目的》

- 相談内容について、情報収集および分析を行う。子どもの病気、けが等のリスク評価、家庭看護の実態についてのデータ解析が可能となる。自治体と連携し、救急受診についてのより有効な保護者啓発に活用する。
- 相談員の教育に活用する。

## #8000事業 (都道府県が実施)

電話相談を提供  
休日・夜間に実施

(深夜帯等、一部実施していない時間帯のある県もある)



相談



国民(小児の保護者等)



データ(相談情報等)の収集・分析  
〔平成29年度より国が実施〕

全国での啓発活動を企画

- ・ 地域で支える小児救急医療
- ・ 家庭看護の充実を推進

啓蒙、情報還元



相談対応者の研修会

- ・ 相談対応者の対応能力が向上
- ・ 質の担保を図る

# 平成29年度#8000情報収集分析事業 分析結果の概要

## 1. 事業の趣旨

- 子ども医療電話相談事業(#8000事業)は、全都道府県で実施され、相談件数は年々増加しており(平成28年度:約86万件)、保護者の不安軽減とともに、時間外外来受診による医師の負担の軽減に役立っている。
- しかし、これまで、相談事例情報の全国的な集計がなされていなかった。
- 相談対応者の質の向上と保護者への啓発等を目的に、相談内容や対応等に関する情報を収集・分析するために、本事業を開始した。

## 2. 事業の概要

### (1) 情報収集期間

- 平成30年2月1日～平成30年3月1日(28日間)

### (2) 情報収集対象自治体

- 北海道、埼玉県、富山県、岐阜県、広島県の5道県

### (3) 情報収集項目の例

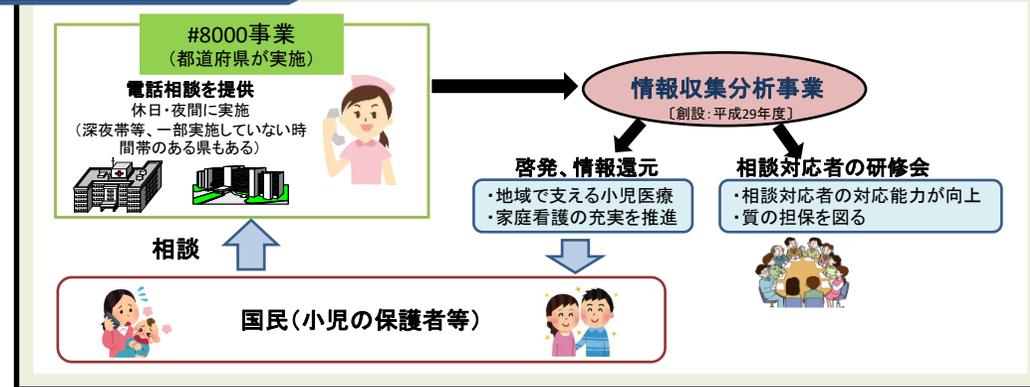
- 基本情報 : 相談件数、相談日時・曜日
- 相談対象児の情報 : 性別、年齢、主訴、相談の分類、兄や姉の有無(※弟・妹ではない)、発症時期、相談前の受診の有無
- 相談者の情報 : 続柄、年代、満足度(相談対応者からの印象)
- 相談対応者の情報 : 相談業務経験年数、相談対応時間、緊急度判定、医師による助言の有無、受診すべきと考えた診療科、対応感想 等

※ 情報収集項目の決定に際しては、各道県の#8000事業担当者や看護師等と検討会を行い、短時間で容易に聴取可能であること、各道県のこれまでの記録項目を網羅すること、自治体の政策に資すると考えられる項目が含まれること等に留意した。

### (4) 情報収集方法

- 情報収集・分析システムの作成
  - 全都道府県の#8000事業における相談対応記録を、クラウド上で収集し、分析が可能となるシステム(以下「本システム」。)を構築した。
  - タブレット端末からの入力も可能とした。
  - 各都道府県の管理者は、本システムにアクセスすることで、集計結果等をいつでも確認することが可能である。
- システム使用が難しい相談対応者への配慮
  - パソコン等の利用に慣れていない相談対象者に対し、入力に慣れるための研修を行うとともに、マークシートの利用(後に、分析ソフトを用いて本システムへデータを一括入力。)を可能とした。

## 事業イメージ



### 3. 主な結果(5道県のまとめ)

○全相談件数:**6,327件**

事業報告書より引用改変

(※1)看護協会の対応した相談のみ情報収集

#### (1)相談件数

都道府県	北海道(※1)	埼玉県(※1)	富山県	岐阜県	広島県(※1)
実施者	①道看護協会 ②民間事業者	①県看護協会 ②民間事業者	民間事業者	民間事業者	①県看護協会 ②民間事業者
実施体制					
時間帯	①19時～23時 ②23時～8時	(月～土) 19時～23時 (日) 9時～23時	19時～9時	(月～金) 18時～8時 (土・休日) 8時～8時	①19時～23時 ②23時～8時
回線数	①1回線 ②1回線	①2回線 ②1回線	2回線	1回線	①2回線 ②1回線
相談件数(件)	761	2,898	503	1,412	742
年少人口(※2)1万人 当たり相談件数(件)	12.5	31.4	38.8	52.8	19.4
小児科医師(※3)1人 当たり相談件数(件)	1.2	3.9	3.1	5.7	2.0

(※2)年少人口:15歳未満(2015年国勢調査)  
(※3)2016年医師・歯科医師・薬剤師調査

#### (2)曜日・時間帯

曜日	月(※4)	火	水	木	金	土	日		
相談件数(件)	1,042	700	755	766	752	765	1,547		
時間帯(時)	0   16	16   17	17   18	18   19	19   20	20   21	21   22	22   23	23   24
相談件数の割合(%)	20.1	2.6	2.5	3.6	22.2	20.8	15.8	11.1	1.5

(※4)祝日を含む (※5)0～16時の合計値

#### (3)相談対象児の性別・年齢

相談対象児性別	割合(%)
男児	32.4
女児	26.7
不明・未記入	40.9

相談対象児年齢	割合(%)
1歳未満	13.8
1歳～2歳未満	12.4
2歳～3歳未満	7.7
3歳～4歳未満	6.1
4歳以上	23.2
未記入	36.9

#### (4)主訴

発熱:39.2%、嘔気・嘔吐:11.0%、頭部以外の外傷:8.0%、咳:7.9%  
頭部打撲:5.4%、発疹:4.9%。(外科系の主訴が合計25.5%)

#### (5)相談の分類

救急医療相談(a):19.1%、医療機関案内(b):8.0%、a+b:15.9%  
医療全般:8.6%、ホームケア:5.7%、薬:2.1%、育児相談:0.4%

#### (6)相談者の続柄・年代、相談対象児の兄弟の有無

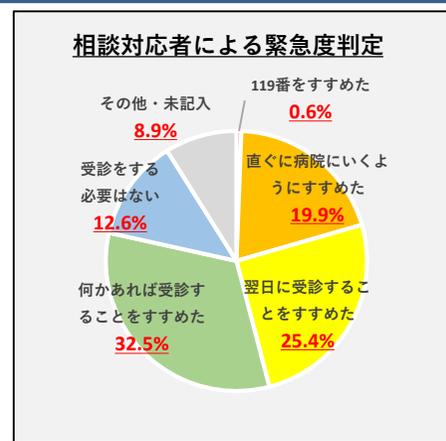
○相談者の続柄 母親:73.8%、父親:11.2%、祖母:0.5%、その他・未記入:14.4%  
○相談者の年代 30代:28.4%、20代:8.8%、40代:6.6%、その他・未記入:56.1%  
○兄弟の有無 「いる」:12.5%、「いない」:12.7%、不明・未記入:74.8%

#### (7)発症時期、相談前の受診の有無

○発症時期 「さっきから」:39.3%、「昼頃から」:5.0%、「朝から」:0.5%  
「それ以前から」:19.8%、未記入:30.7%  
○相談前の受診 あり:23.8%、なし:48.5%、未記入:27.7%

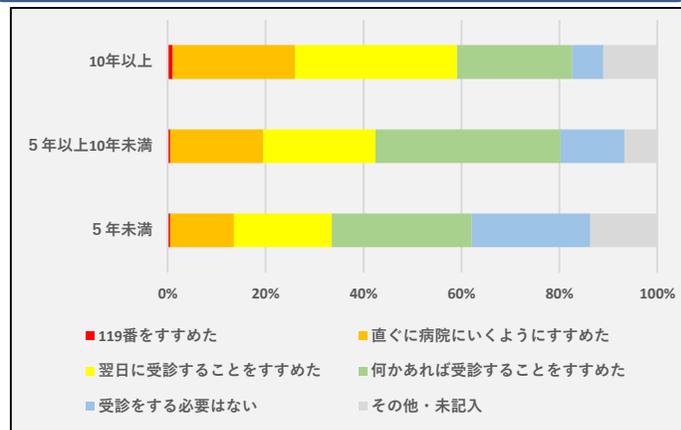
#### (8)相談対応時間、相談対応者による緊急度判定、医師による助言の有無

相談対応時間	割合(%)
2分未満	5.3
2～3分未満	14.0
3～4分未満	20.0
4～5分未満	18.4
5～6分未満	14.0
6～7分未満	9.0
7～10分未満	13.1
10分以上	5.6
その他・未記入	0.5



医師の助言	割合(%)
なし	25.1
あり	0.3
医師が対応	0.0 (1件)
未記入	74.6

#### (9)相談対応者の相談業務経験年数別の緊急度判定



#### (10)満足度

(相談対応者の印象)

満足度	割合(%)
満足した	60.3
普通	36.2
不満気	0.6
不明・未記入	2.9

## (1) 相談内容に関する分析及び考察

## ① 相談件数

- ・ 今年度は対象が5道県と少なく、各道県の実施時間帯も異なることから、曜日ごと・時間帯ごとの相談件数について、精緻な検討は困難であった。本事業に協力いただける都道府県数を増やした上で、分析する必要がある。
- ・ 各道県の「年少人口1万人当たり相談件数」には差があり、各道県内においても、「二次医療圏別の年少人口1万人当たり相談件数」に地域差が認められた。各地域における小児医療提供体制の違いの他に、#8000事業に係る普及・啓発活動の取組状況等が影響している可能性も考えられた。

## ② 曜日・時間帯

- ・ 日曜・祝日以外は曜日による相談件数の差を認めなかった。
- ・ 時間帯については、18～23時に相談が集中しており、時間帯毎の相談件数を踏まえて、必要な回線数・相談対応者数について検討する必要がある。

## ③ 相談対象児の性別・年齢

- ・ 性別については、「未記入」が多く、性別による主訴の違い等の分析は困難であった。
- ・ 年齢については、3歳未満の割合が高く(「未記入」を除くと半数以上。)、共働きの保護者の子育て支援の意義もあるため、普及・啓発に際して、保育機関等との連携が有効な可能性もある。

## ④ 主訴

- ・ 発熱や嘔気・嘔吐等の内科系主訴の他に、頭部打撲や頭部以外の外傷を含む外科系主訴が約4分の1あり、今後、電話相談マニュアルや相談対応者研修における外科系主訴に関する内容の充実に関する情報や、地域における外科系疾患の医療体制の充実に関する情報を、発信する必要がある。

## ⑤ 相談の分類

- ・ 症状、薬、ホームケア等の相談以外に、医療機関案内のニーズも多く、#8000事業のみではなく、各自治体における医療機関案内のウェブサイトや「こども救急ガイドブック」等も一層周知していく必要がある。

## ⑥ 相談前の受診の有無

- ・ 約3分の1の相談対象児は、#8000利用前に医療機関を受診しており、その多くは内科系主訴であった。医療機関においては、患者、保護者等に対し、時間経過とともに予想される状況やその対応について十分な説明を行うとともに、各自治体においては、急な病気やケガ等への対応に関する情報について、「こども救急ガイドブック」等を通じて、啓発していく必要性が示唆された。

## (2) 相談対応者に関する分析及び考察

## ① 相談対応時間

- ・ 相談対応時間は、3～5分未満が多かったが、20分以上を要した事例も24例(0.4%)あった。相談対応に長時間を要する事例において、どのような特徴があるのか等を、事例数を増やして検討する必要がある。

## ② 緊急度判定

- ・ 相談対応者による緊急度判定について、各道県による差及び相談経験年数による差が認められ、均てん化の必要性が示唆された。
- ・ 相談業務経験年数が長い相談対応者は、マニュアルのみに拠らず、経験に即した緊急度判定を行っている可能性があった。質の向上のため、判定の差が生じやすい主訴を把握するとともに、自治体又は事業者内における相談対応者同士の事例検討等が必要ではないかという分析者の意見もあった。

## 5. 課題と目標

- 「未記入」を減少させる必要がある。 → 入力方法の周知、必須項目と非必須項目の明確化
- 対象都道府県数を増加させる必要がある。 → 全都道府県の約半数を目標とする
- 相談対応者の質の均てん化に資する情報を得る必要がある。 → 分析対象件数を増やし、判定の差が生じやすい主訴を把握する等、より詳細な分析を行う。

# 国による周知の取組

これまで、国においても、#8000の周知をはじめとした医療の適切なかかり方について、ポスター等による広報を行っている。

「それいけ！アンパンマン」が#8000公式キャラクターに(2016年)



※このほか、劇場版「コードブルー」とタイアップし、医療機関へのかかり方を啓発するポスターの作成も実施。

# #7119(救急安心センター事業)の全国展開

## 概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

### ○救急相談

例) 緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

### ○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

## 【イメージ図】

住民



- 病院に行った方がいいの？
- 救急車を呼んだ方がいいの？
- 応急手当はどうしたらいいの？

専用回線  
(#7119)

## #7119(救急安心センター事業)

- 医師・看護師・相談員が相談に対応
  - ・病気やけがの症状を把握
  - ・緊急性、応急手当の方法、受診手段、適切な医療機関などについて助言
- 相談内容に緊急性があった場合、直ちに救急車を出動させる体制を構築
- 原則、24時間365日体制



緊急性の高い症状

迅速な救急車の出動



緊急性の低い症状

医療機関の案内



# 背景

## 現在の状況

- ・救急出動件数は年々増加傾向を示している。(H18年から約19%増)
- ・救急車の現場到着時間も遅延している。(H18年から約29%増)

## 救急業務のあり方に関する検討会(H27)

#7119の普及促進について、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及の観点から、極めて有効

## 総務大臣の国会答弁(衆・総務委H28.2.23)

救急車の到着ですとか病院への搬送が非常におくれるということによって、救われる命も救われない可能性が出てまいります。これまでも、#7119ですとか、必ずしも急に救急車を呼ばなくても電話で相談をできる、こういう窓口も用意してまいりましたし、また、啓発活動というのも大変重要だと思っております。

## 通知の発出(H28.3.31)

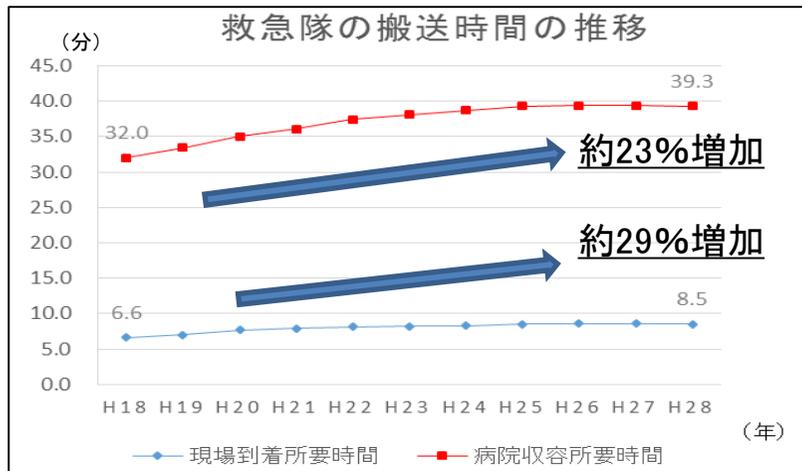
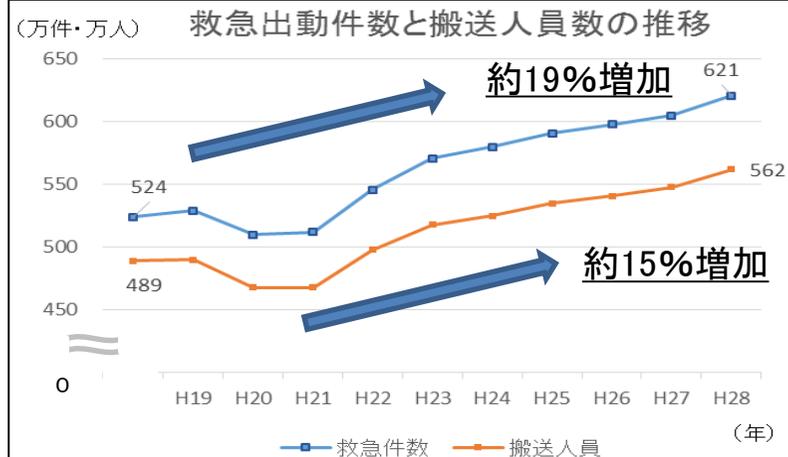
#7119の導入に向け積極的に取り組むよう依頼

## 総務大臣の国会答弁(参・総務委H28.11.22)

私も、これは全国展開したいと考えまして、昨年(消防庁)長官にもですね、相当この働きかけを頼んだところでございます。

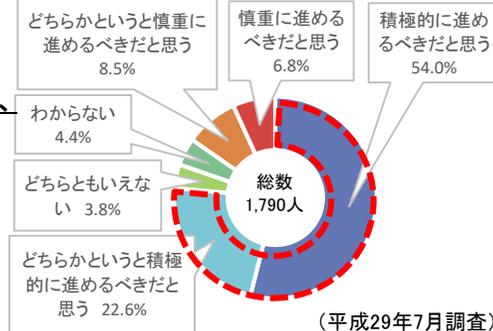
## 日本医師会 平成30年度予算要望書(抜粋)

救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必要な患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる#7119の全国への拡大



## 救急に関する世論調査

救急に関する世論調査では、7割以上の方が、#7119を積極的に進めるべきと回答。



# 実施効果

## 目的

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するためのもの。

## ① 救急車の適正利用

### ○潜在的な重症者を発見し救護

緊急(救急車)で即受診と判断された件数は、約38万件のうち約48,000件(東京消防庁H28)

※救命へと繋がった多数の奏功事例が報告されている。(例)

50代女性 就寝前からの胸痛が続き相談

搬送後 医療機関で緊急カテーテル 予後良好

60代男性 急にろれつがまわらなく家族が相談

搬送後 医療機関でt-PA 後遺症なし

### ○軽症者の割合の減少

H18 60.3% → H29(速報値)54.1%(東京消防庁)

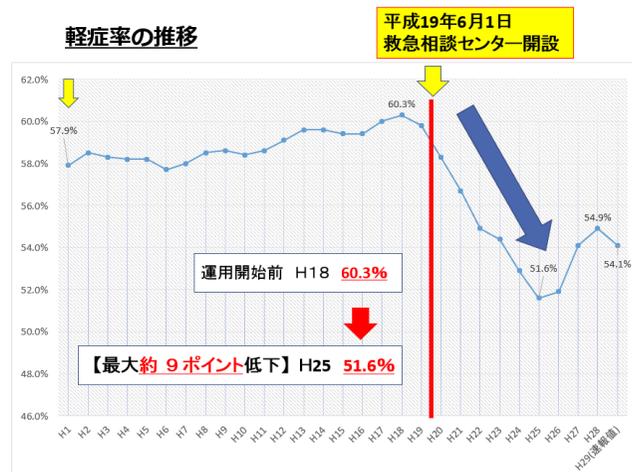
※軽症者の減少割合に相当する人数は、救急医療相談件数(119番転送件数を除く)の約半数

### ○不急の救急出動の抑制

#### ・窓口の設置後、救急出動件数の増加率が抑制

東京:H18年からH28年(速報値)の増加率12.52%(全国平均より6.04ポイント減)

大阪:H22年からH28年(速報値)の増加率13.25%(全国平均より0.48ポイント減)



・#7119の相談件数約38万件(H28)であり、#7119がなかった場合、約52%である **7万3千件**が119番通報され、現在の救急体制では対応が極めて困難(東京消防庁)

※急な病気やケガをした時に、もし、「#7119」「受診ガイド」がなかったらどのような行動をとりますか

⇒ 119番通報する 51.9% (東京消防庁 消防に関する世論調査 H28)

・管轄面積が広く出動から帰署まで長時間。1台が出動すると他の署所の救急車が遠方から出動することになり、相談窓口を設けて、救急車の適正利用を推進(田辺市)

# 救急医療機関の受診の適正化

○医療機関における救急医療相談数の抑制や#7119を紹介し病院業務に専念（神戸市の調査では、事業開始後病院への相談件数が約24%減少）

2次救急病院(48病院)、市民病院群(3病院)

○医療機関における時間外受付者数が減少

(札幌市A病院:平成26年94.7% 平成27年93.1% 平成28年91.9%)

○横浜市救急相談センターへの相談件数は年間約11万5千件。

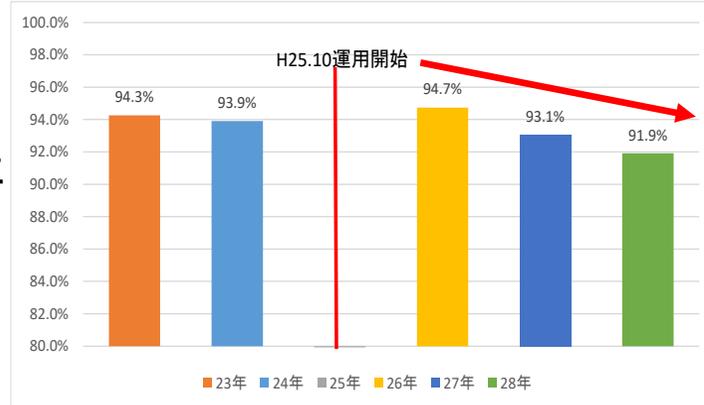
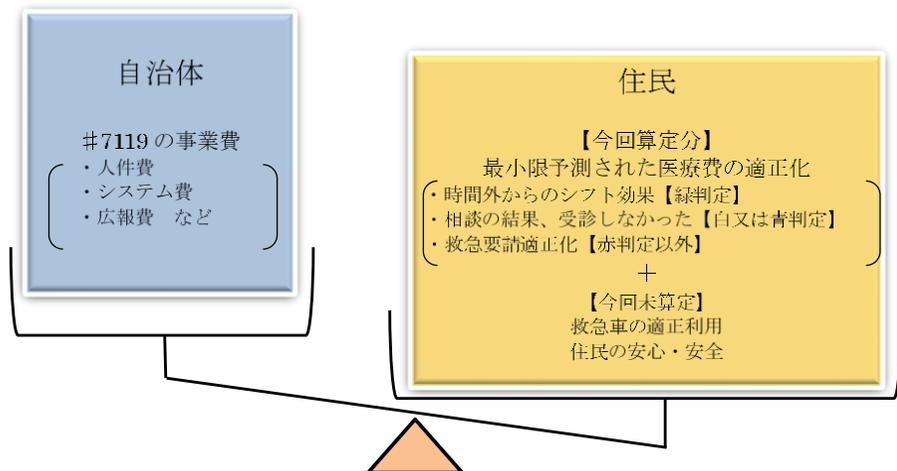
約73%が救急車以外での受診を勧奨(橙・黄・緑)。

**約23%の2万6千件が翌日受診の勧奨・経過観察と判断(緑・白)**

○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。

また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待される。

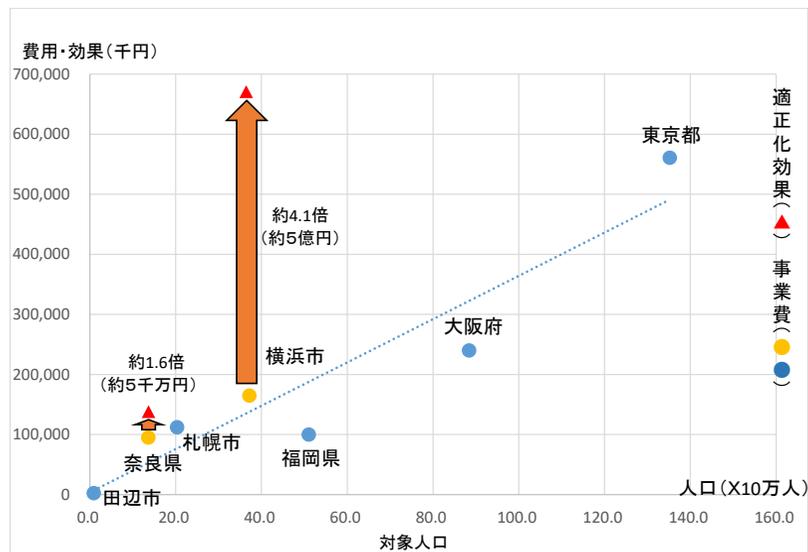
## 医療費適正化効果イメージ図



時間外受付者数の変化

	最終判断	件数	割合
119番へ転送	赤	15,122	13.2%
救急車以外の手段での速やかな受診を勧奨	橙	32,759	28.6%
6時間以内の受診	黄	31,427	27.4%
翌日の日勤帯に受診を勧奨	緑	19,078	16.6%
経過観察	白	7,131	6.2%

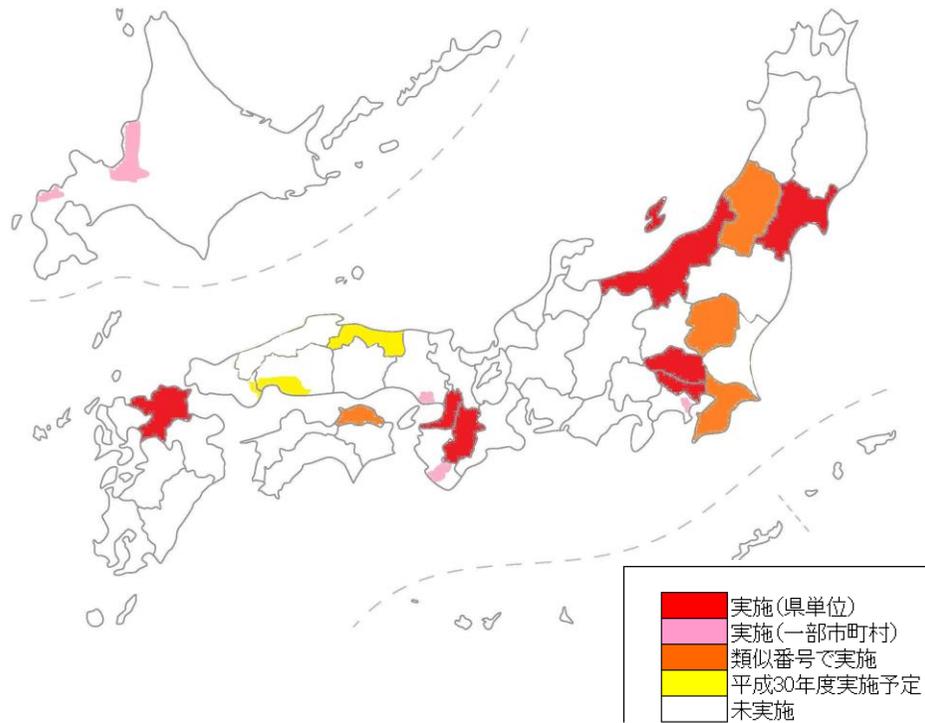
H28.1.15~H29.1.14 救急相談データ



適正化効果試算結果

## 4 普及状況と人口カバー率

平成30年4月1日現在



### 【実施団体】

#### 都道府県全域

宮城県(約233万人)、埼玉県(約727万人)、  
東京都(約1,352万人)、新潟県(約230万人)  
大阪府内全市町村(約884万人)  
奈良県(約136万人)、福岡県(約510万人)

※奈良県、福岡県については、事業の位置づけについて整理中

#### 一部実施

札幌市周辺(約205万人)、横浜市(約372万人)  
神戸市(154万人)、田辺市周辺(約9万人)

※人口は平成27年国勢調査による

国民の  
『37.9%』

### 【#7119以外の番号で実施している団体】(県単位の実施)

山形県、栃木県、千葉県、香川県  
※24時間体制ではない

### 【平成30年度以降、実施予定の団体】

鳥取県  
広島市周辺

○ 事業の認知度の向上が、利用率の向上につながり救急車の適正利用とともに、住民の受診行動の適正化につながることから、集積した効果的な広報を水平展開していく

### 実施団体の認知度

実施団体	開設日	認知度	(参考)
東京消防庁救急相談センター	平成 19 年 6 月	53.8%	平成 28 年調査
救急安心センターおおさか	平成 21 年 10 月	46.8%	平成 28 年度調査
奈良県救急安心センター	平成 21 年 10 月	47.4%	平成 28 年度調査
救急安心センターさっぽろ	平成 25 年 10 月	33.3%	平成 28 年度調査
横浜市救急相談センター	平成 28 年 1 月 ※上記以前から別番号で相談事業を実施	53.3%	平成 28 年度調査

相談実績は  
地域差なく、概ね  
人口の3~7%

### 各団体における広報媒体の種類

#### <ポスター>



#### <リーフレット>



#### <ステーションジャック>



#### <母子健康手帳>





## ⑥医療機能情報提供制度

# 医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

## 創設前

〔医療機関等に関する情報を入手する手段〕

- 医療機関等の広告
- インターネット等による広報
  - ※ 医療機関等からの任意情報
- 院内掲示 等

## 〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

## 現行制度

医療機関等

- 医療機関等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住民

- 医療機能情報を医療機関等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

## 〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

1. 医療機関をえらんでください

医療機関の種類をえらびます。何もえらばない場合は全医療機関からさがします。

- 病院 診療所 歯科診療所 一般の外未診療を受け付けていない施設は含めない  
助産所

2. 診療科目をえらんでください

診療科目で絞り込みたいときはえらんでください。

医療機関種別で助産所を選んだ場合はこの項目はえらばないでください。えらんだ場合は何も検索されません。

歯科診療所を選んだ場合は「歯科」「矯正歯科」「小児歯科」「歯科口腔外科」からえらんでください。

(\*)がついている診療科目は身体の部位や疾患等が含まれる場合があります。(例:呼吸器内科、肝臓・消化器外科 等)

- |  |                                   |                                    |                                     |
|--|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 内科(*)         | <input type="checkbox"/> 消化器科     | <input type="checkbox"/> 腎臓科       | <input type="checkbox"/> 循環器科       |
| <input type="checkbox"/> 呼吸器科          | <input type="checkbox"/> 神経内科     | <input type="checkbox"/> 小児科(*)    | <input type="checkbox"/> 外科(*)      |
| <input type="checkbox"/> 呼吸器外科         | <input type="checkbox"/> 心臓血管外科   | <input type="checkbox"/> 脳神経外科     | <input type="checkbox"/> 整形外科(*)    |
| <input type="checkbox"/> 形成外科          | <input type="checkbox"/> 美容外科     | <input type="checkbox"/> 眼科(*)     | <input type="checkbox"/> 耳鼻いんこう科(*) |
| <input type="checkbox"/> 気管食道科         | <input type="checkbox"/> 皮膚泌尿器科   | <input type="checkbox"/> 皮膚科(*)    | <input type="checkbox"/> 泌尿器科(*)    |
| <input type="checkbox"/> 性病科           | <input type="checkbox"/> こころ科     | <input type="checkbox"/> 産婦人科(*)   | <input type="checkbox"/> 産科(*)      |
| <input type="checkbox"/> 婦人科(*)        | <input type="checkbox"/> 歯科(*)    | <input type="checkbox"/> 矯正歯科      | <input type="checkbox"/> 小児歯科       |
| <input type="checkbox"/> 歯科口腔外科        | <input type="checkbox"/> 心療内科     | <input type="checkbox"/> 神経科       | <input type="checkbox"/> 精神科(*)     |
| <input type="checkbox"/> 放射線科(*)       | <input type="checkbox"/> 麻酔科      | <input type="checkbox"/> アレルギー科(*) | <input type="checkbox"/> リウマチ科(*)   |
| <input type="checkbox"/> リハビリテーション科(*) | <input type="checkbox"/> 病理診断科(*) | <input type="checkbox"/> 臨床検査科(*)  | <input type="checkbox"/> 救急科(*)     |
| <input type="checkbox"/> その他(*)        |                                   |                                    |                                     |

3. 診療日・診療時間をえらんでください

診療している曜日または時間で絞り込みたいときはえらんでください。

- 診療日  
月 火 水 木 金 土 日 祝日
- 診療時間  
時 分
- 外未受付時間  
時 分

4. 地域をえらんでください

地域で絞り込みたいときはえらんでください。



- 千葉県**  
千葉市中央区 千葉市花見川区 千葉市稲毛区  
千葉市若葉区 千葉市緑区 千葉市美浜区
- 関東南部**  
市川市 船橋市 習志野市  
八千代市 鎌ヶ谷市 浦安市
- 関東北部**  
松戸市 野田市 柏市  
流山市 茨城市
- 印旛**  
成田市 佐倉市 西野辺市  
八街市 印西市 白井市  
富里市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
- 香取海浜**  
銚子市 旭市 匝瑺市  
香取市 香取郡神崎町 香取郡多古町  
香取郡東庄町
- 山武長生奥隅**  
茂原市 東金市 勝浦市  
山武市 いすみ市 大網白里市  
山武郡九十九里町 山武郡芝山町 山武郡横芝光町  
長生郡一宮町 長生郡睦沢町 長生郡長生村  
長生郡白子町 長生郡長柄町 長生郡長南町  
夷隅郡大多喜町 夷隅郡御宿町
- 安房**  
総山市 鴨川市 南房総市  
安房郡鴨南町
- 君津**  
木更津市 君津市 富津市  
袖ヶ浦市
- 市原**  
市原市

医療機関をさがす

**かんたん検索**  
 診療時間、診療科目や地域、最寄り駅からすぐさがします

**キーワード検索**  
 施設名や診療目名、治療内容などの言葉でさがします

**目的別検索**  
 設備や体制、対応できる治療内容など公表されている項目でさがします

薬局をさがす

**かんたん検索**  
 営業曜日・時間、地域や最寄り駅からすぐさがします

**キーワード検索**  
 薬局名や業務内容などの言葉でさがします

**目的別検索**  
 相談対応や業務内容などの公表されている項目でさがします

循環型地域医療連携システム

**疾病・事業別にさがす**  
 循環型地域医療連携システムの項目から施設をさがします

- 疾病とは **がん・脳卒中**  
**心筋梗塞・糖尿病**
- 事業とは **救急医療・災害時医療**  
**周産期医療・小児医療**

医療機関・薬局をえらび

**かかりつけをみる**  
 医療機関、薬局でかかりつけに登録した施設をみくらべます

検索結果の一覧や施設情報の表示画面で「かかりつけに追加」した施設を表示します。まず、検索して「かかりつけに追加」してからご覧ください。

循環型地域医療連携システムは「[循環型地域医療連携システムについて](#)」をご覧ください。

指定難病を扱っている医療機関

**システムご利用上の注意**  
 ご利用の前に画面下の「このシステムについて」や「個人情報について」をご確認ください。  
 このホームページではJavaScriptを有効にご覧ください。その方法については[こちらをご覧ください](#)。  
 使い方の詳細は画面右上の[操作方法](#)を参照してください。  
 また、用語説明を用意しています。画面右上の[用語説明](#)を参照してください。

5. 最寄り駅をえらんでください

検索したい最寄りの駅を3つまで指定できます。最寄り駅は路線名を指定すると選べるようになります。

第1候補	<input type="text"/>	<input type="button" value="線"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="駅"/>
第2候補	<input type="text"/>	<input type="button" value="線"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="駅"/>
第3候補	<input type="text"/>	<input type="button" value="線"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="駅"/>

**病院・診療所・歯科を探す**

search by Location search by Name search by Medical Function

地域から探す 名前から探す 医療機能から探す

**薬局を探す**

search by Location search by Name search by Medicinal Function

地域から探す 名前から探す 薬局機能から探す

助産所一覧

**お知らせ**

2018年04月02日  
定期メンテナンスに伴うシステム停止のお知らせ

**携帯電話サービス**

携帯電話のメールアドレスにURLを送信します。

**利用ガイド**

当システムのご利用に伴う注意事項等のお知らせです。

**リンク集**

関連ページへのリンクです。

**関連情報**

医療機能情報に関するご案内です。

お問い合わせ  
関係者ログイン

ホーム > 医療機能情報で探す

いろいろな条件で検索できます。各項目の説明は、こちらの **検索ガイド** をご覧ください。

**医療機能を選択**

- 医療機関内サービス・アメニティ
- 外国語
- 費用負担
- 医師、歯科医師の専門性に関する資格の種類
- 薬剤師、看護師の専門性に関する資格の種類
- 短期滞在手術
- 専門外来
- 健康診査、人間ドック、健康相談
- 人間ドック
- 予防接種
- 在宅医療
- 介護保険サービス
- 介護関係施設
- セカンド・オピニオン
- 地域医療連携体制
- 医療の実績等

- 保有する施設設備から選択
- 施設設備、病棟等
  - 放射線関連機器
  - 診断及び治療機器
- 対応することができる疾患・治療内容から選択
- 皮膚・形成外科
  - 神経・脳血管
  - 精神科・神経科
  - 眼
  - 耳鼻咽喉
  - 呼吸器
  - 消化器系
  - 肝・胆道・膵臓
  - 循環器系
  - 腎・泌尿器系
  - 産科
  - 婦人科
  - 乳腺
  - 内分泌・代謝・栄養
  - 血液・免疫系
  - 筋・骨格系及び外傷
  - リハビリ
  - 小児
  - 麻酔
  - 緩和ケア
  - 放射線治療
  - 画像診断
  - 病理診断
  - 歯科
  - 口腔外科
  - 難病
  - その他

**やまぐち医療情報ネット**

NEWS 5 TOPICS 一覧  
新着情報・お知らせ

現在お知らせはありません

被災地域の救急病院情報

※災害発生時に受診可能な救急病院をお知らせします。

MOBILE SERVICE 携帯電話サービス

医療機関を探す

診療時間・近所で探す 地域から探す 医療機能で探す

名前で探す 助産所一覧 医療連携体制照会

Hospital, Clinic Midwifery Center

医療機能関係者ログイン

かんたん事前マイ履歴 中心点登録 検索の中心にしたい位置を登録！

かかりつけ医一覧 登録済みのかかりつけ医を確認！

ホーム > 医療機能で探す

医療機能を選択し、[次へ]ボタンをクリックしてください。→ 次へ

**医療機能を選択 ※医療機能をクリックすると、内容が表示されます。**

- 時間外における対応
  - 医療機関内サービス・アメニティ
  - 対応することができる外国語の種類
  - 費用負担等
  - 医師、歯科医師の専門性に関する資格の種類
  - 薬剤師・看護師の専門性に関する資格の種類
  - 保有する施設設備
  - 対応することができる短期滞在手術
  - 専門外来の有無及び内容
  - 健康診査及び健康相談の実施
  - 対応することができる予防接種
  - 対応することができる在宅医療
  - 対応することができる介護サービス
  - 併設している介護施設
  - セカンド・オピニオンに関する状況
  - 医療の実績、結果に関する事項
  - 地域医療連携体制、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無
- 対応することができる疾患・治療内容から選択
- 皮膚・形成外科領域
  - 精神科・神経科領域
  - 耳鼻咽喉科領域
  - 消化器系領域
  - 循環器系領域
  - 産科領域
  - 乳腺領域
  - 血液・免疫系領域
  - リハビリ領域
  - 麻酔領域
  - 放射線治療領域
  - 病理診断
  - 口腔外科領域
  - 神経・脳血管領域
  - 眼領域
  - 呼吸器領域
  - 肝・胆道・膵臓領域
  - 腎・泌尿器系領域
  - 婦人科領域
  - 内分泌・代謝・栄養領域
  - 筋・骨格系及び外傷領域
  - 小児領域
  - 緩和ケア領域
  - 画像診断
  - 歯科領域
  - その他

医療機能を選択し、[次へ]ボタンをクリックしてください。→ 次へ

# あいち医療情報ネット

Aichi Medical Information Network

> トップページ > 医療機関をさがす > 助産所をさがす > 薬局をさがす > お知らせ

医療機関をさがす

- 一覧からさがす
- 地域名からさがす
- 地図からさがす
- 駅からさがす
- 名前からさがす
- 機能からさがす
- Hospital, Clinic (search in English)

助産所をさがす

- 一覧からさがす
- Midwifery center (search in English)
- 救急医療情報 あいち救急医療ガイド
- 今、受診できる病院・診療所が検索できます。地図検索も便利です。
- こどもの救急 (PDF) 小児救急医療電話相談
- 日本小児学会ホームページ

薬局をさがす

- 一覧からさがす
- 地域名からさがす
- 地図からさがす
- 駅からさがす
- 名前からさがす
- 機能からさがす
- Pharmacy, Drugstore (search in English)

医療機関を駅からさがす

医療機関の駅および条件を検索

各項目の検索条件を選択し、[検索]ボタンをクリックしてください。

- 複数の選択肢がある項目にて未選択の場合は、各項目における全ての選択肢が検索対象となります。
- 路線から駅を表示して選択は、路線名をクリックすると、一覧表の下から駅の選択肢が表示されます。

### 路線から駅を表示して選択

JR東海	東海道新幹線	JR中央本線	JR飯田線	JR東海道本線	JR武豊線	JR関西本線
名古屋鉄道	名鉄名古屋本線	名鉄豊川線	名鉄西尾線	名鉄蒲郡線	名鉄三河線	名鉄豊田線
	名鉄空港線	名鉄常滑線	名鉄河和線	名鉄知多新線	名鉄碧島線	名鉄瀬戸線
	名鉄津島線	名鉄尾西線	名鉄犬山線	名鉄広見線	名鉄小牧線	
名古屋市交通局	名古屋市営地下鉄東山線	名古屋市営地下鉄名城線	名古屋市営地下鉄名港線	名古屋市営地下鉄鶴舞線	名古屋市営地下鉄桜通線	名古屋市営地下鉄上飯田線
豊橋鉄道	豊橋鉄道渥美線	豊橋鉄道東田本線				
その他	近鉄名古屋線	あおなみ線	東海交通事業城北線	愛知環状鉄道線	リニモ	ゆとりーとライン



医療機関の種類検索一覧

検索条件 病院診療科

該当する医療機関が、8202件ありました。

この内容に変更がある場合もありますので、更新される場合は重複医療機関へご注意ください。

- 医療機関は、病院、診療所、歯科診療所の順に、医療圏の地図ごとに表示されます。(各医療圏毎に一部一級市一級市二級市一級市)
- 医療機関もより詳しく、基本検索が表示されます。

[MAP](#) 周辺地図へのリンク
 [検索不可](#)
[休診中](#)
[駐車場あり](#)
[車椅子利用者への配慮](#)
[外国人患者への配慮](#)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 ... 8202

医療圏	医療機関名称	診療科目・サービスなど
千種区	愛知学院大学歯学部附属診療科 名古屋市中区本郷2-1-1 052-750-2111	内科 小児科 外科 耳鼻咽喉科 歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区千種1-1 052-752-9111	呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 内科(総合診療) 呼吸器科 皮膚科 整形外科 形成外科 産科 消化器科 泌尿器科 泌尿器科 放射線科 放射線科 放射線科 眼科 皮膚科 泌尿器科 泌尿器科 泌尿器科 泌尿器科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区徳川山町4-1-7 052-752-1511	内科 精神科 児童精神科 歯科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区大丸町2-10 052-741-4157	内科 精神科 循環器科 呼吸器科 呼吸器科 循環器科 呼吸器科 呼吸器科 呼吸器科 呼吸器科 呼吸器科 リハビリテーション科 腎臓科 ペインクリニック科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区千種4-1-1 052-752-1118	内科 消化器科 循環器科 呼吸器科 神経内科 リハビリテーション科 眼科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区千種2-1-1 052-751-1518	内科 アレルギー科 外科 整形外科 リハビリテーション科 形成外科 皮膚科 泌尿器科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区井上町27 052-752-8211	内科 小児科 形成外科 産婦人科 心療内科 精神科 歯科口腔外科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区千種116-20 052-751-0433	精神科
千種区	愛知学院大学看護学部 名古屋市中区千種区千種2-4 052-750-2111	循環器科 呼吸器科 泌尿器科 リハビリテーション科

医療機関の機能、対応することができる疾患・治療内容および条件を検索

各項目の検索条件を選択し、[検索]ボタンをクリックしてください。

- 複数の選択肢がある項目にて未選択の場合は、各項目における全ての選択肢が検索対象となります。
- 医療機能を選択しは、機能名をクリックすると、一覧表の下から関連する選択肢が表示されます。
- 対応することができる疾患・治療内容から選択しは、領域名をクリックすると、一覧表の下から関連する選択肢が表示されます。

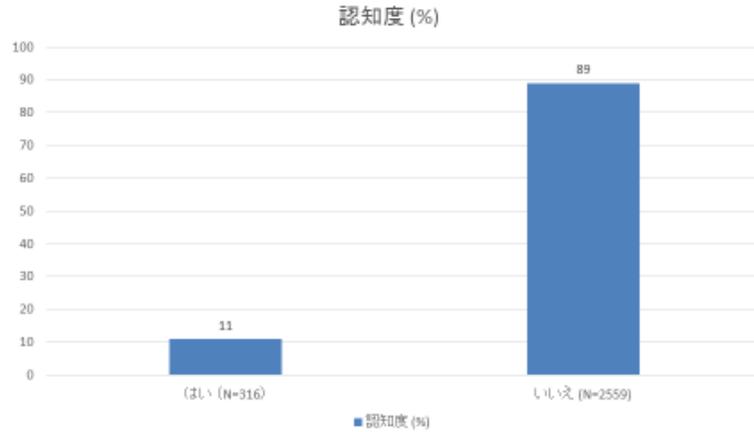
### 医療機能を選択

医療機関内サービス	対応することができる外国語の種類	保険医療機関・公費負担医療機関及びその他の病院の種類
専門医の種類	保有する施設設備	対応することができる短期滞在手術
専門外来の有無及び内容	健康診断及び健康相談の実施	対応することができる予防接種
対応することができる在宅医療	対応することができる介護サービス	併設している介護施設
セカンド・オピニオンに関する状況	地域医療連携体制・地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	医療の実績・結果に関する事項

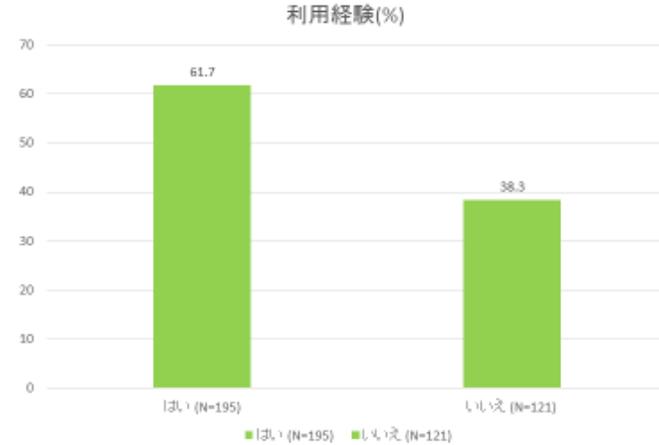
# 医療機能情報提供制度の利用実態

○ 医療機能情報提供制度の認知度は11%。利用者のうち91%は役立ったと評価している。

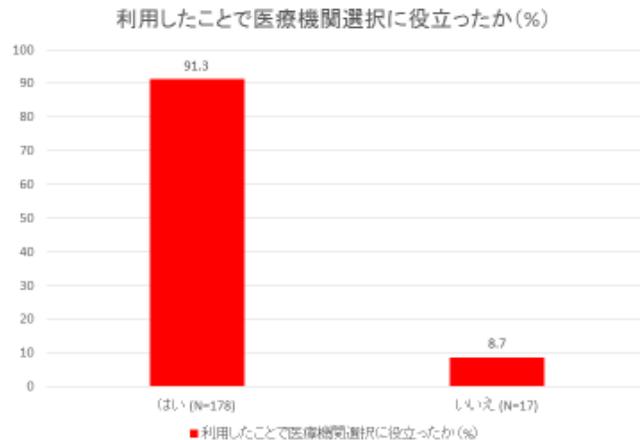
### 医療機関検索サイトを知っていますか？ (N=2875 単一回答)



### 医療機関検索サイトを利用したことがありますか？ (知っている人; N=316)



### 医療機関検索サイトは医療機関選びに役立ったか？ (利用したことある人; N=195)



### 医療機関検索サイトから得た情報 (利用したことある人; N=195 複数回答)

